

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月24日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会	執行機関名 天草市教育委員会
2. 都道府県名	熊本県	
3. 市区町村名	天草市	
4. 届出番号	1	
5. 独自利用事務の事例番号	37-1-1(2)	
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.amakusa.kumamoto.jp/hpkiji/pub/List.aspx?c_id=3&class_set_id=1&class_id=631	
1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの	特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務
②番号法別表第1の項	26	
③番号法別表第2の項	37	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		天草市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年天草市条例第46号)別表第1 第1の項 特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年法律第百四十四号)第1条	天草市特別支援教育就学奨励費支給要綱(平成24年3月28日教育委員会告示第6号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、教育の機会均等の趣旨に則り、かつ、特別支援学校への就学の特殊事情にかんがみ、国及び地方公共団体が特別支援学校に就学する児童又は生徒について行う必要な援助を規定し、もって特別支援学校における教育の普及奨励を図ることを目的とする。	第1条 この要綱は、小学校又は中学校の特別支援学級に在籍する児童又は生徒小学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒(区域外就学を承認された者を含む。以下「特別支援教育対象者」という。)の保護者の経済的負担を軽減するため、特別支援教育就学奨励費(以下「奨励費」という。)を支給し、もって特別支援教育の振興を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		天草市特別支援教育就学奨励費支給要綱(平成24年3月28日教育委員会告示第6号)